



令和 7 年 6 月 27 日

職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、令和 7 年 6 月 25 日に職員（3 名）の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表いたします。

《被処分者①・②》

所属：子育て支援部子育て政策課 職層：主事 職種：児童指導

性別：男性・女性 年齢：男性 30 代、女性 30 代

〈事件概要〉被処分者①・②は、夫婦であり、令和 6 年 5 月以降、本来育児休業要件が消滅しているにもかかわらず、該当しているものと自己判断し、夫は 50 余日、妻は 70 余日休んで育児を続け、本人らが職場に復職する際に発覚したもの。なお、自己判断により休んだ日はすべて欠勤として扱った。

〈処分内容〉いずれも「停職 1 月」

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号（法令等違反）、同項第 2 号（職務上の義務違反又は職務懈怠）の懲戒事由に該当。また、当時の上司についても、注意を行った。

《被処分者③》

所属：地域振興部戸籍住民課 職層：主事 職種：一般事務

性別：男性 年齢：50 代

〈事件概要〉被処分者③は、平成 28 年頃から、区に許可を得ることなく、不動産賃貸業を行っていた。不動産賃貸業の繁忙期には、業務時間中も業者等の対応をすることがたびたびあり、職務専念義務に抵触した。令和 7 年 2 月、被処分者③が、職場で周囲の目を気にして上司に相談したことから、発覚したものの。

〈処分内容〉「停職 2 月」

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号（法令等違反）、同項第 2 号（職務上の義務違反又は職務懈怠）及び第 3 号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）の懲戒事由に該当

【問い合わせ】総務部人事課